牛久市教育委員会5月定例会会議録

1. 日 時 令和2年5月21日(木)午後1時30分

2. 場 所 中央生涯学習センター 多目的ホール

3. 出席委員 染谷 郁夫・石井 美知夫・芦田 亜里香・五十嵐 登喜子・吉原 英夫

4. 委員以外教育部長川井 聡の出席者次長兼教育企画課長吉田 茂男

次長兼生涯学習課長 大里 明子

学校教育課 課長 川真田 英行

学校教育課 学校建設対策監 佐藤 孝司

指導課 課長 豊嶋 正臣

文化芸術課 課長 糸賀 珠絵

スポーツ推進課 課長 高橋 頼輝

中央図書館 館長 大和田 伸一

教育企画課 課長補佐 山口 功

- 5. 欠席者 なし
- 6. 会議録署名人 芦田 亜里香
- 7. 議事事項 議案第26号 令和2年度牛久市スポーツ推進委員の委嘱について
 - 議案第27号 令和2年度「牛久市教育委員会いじめ問題専門委員会」委員の 委嘱・任命について
 - 報告第19号 専決第6号 牛久市立小中義務教育学校及び幼稚園の臨時休業 について
 - 報告第20号 専決第7号 牛久市立小中義務教育学校及び幼稚園の臨時休業 の延長について
 - 報告第21号 専決第8号 牛久市立小中義務教育学校及び幼稚園の臨時休業 の再延長について
 - 報告第22号 専決第9号 牛久市かっぱの里生涯学習センターの臨時休館に ついて
 - 報告第23号 令和2年度学校運営協議会委員の任命について
 - 報告第24号 令和2年度牛久市スポーツ推進委員の辞任について
 - 報告第25号 専決第10号 牛久市立小中義務教育学校及び幼稚園における 臨時休業期間の変更と分散登校の実施について

8. その他

次長兼教育企画

出席委員が、定数に達したため定例会の成立を宣言。

課長

ご苦労さまです。

コロナの状況もだんだんよくなってきまして、昨日の茨城新聞には全指標ステージ1というような状況もありました。学校の状況なんですが、これまでは課題確認といいまして、小学校の先生方が家庭訪問を、中学校は子供たちが週に1回宿題を持ってくるという状況でありました。先週の知事の会見を受けて、解除が少し早まりましたので、今週は今日あしたで小学6年生が分散登校ということにして2つに分けて来ています。あしたは中学3年生が分散登校で、午前と午後に分かれて来ていると。来週からは分散登校という形で、2日に1回子供たちが来るというような状況になっています。中学校は午前と午後で来られますので、中学3年生などは、週5日の分散登校をしようかなというように進めているところであります。

8日から給食を出して全員登校という状況で進めておったのですが、近隣の 市町村が1日からスタートする市町村も増えてきました。そういったこともあ りまして、また会議が終わったら皆様にご意見頂ければと思っているところで あります。

1日からスタートする大きな理由としては、夏休みを少し先生方に取らせてあげたいというのもあります。後で指導課長から報告ありますが、今2か月学校が休んでいるものですから、それで6週間分の遅れがあります。これをどう取っていくかということで、あした校長会また行いますが、そういったところで6月1日の始動をどのような形にするかというのを、また話し合っていければと思っています。

それと今日、あと終わりましたら、委員の皆様にはちょっと30分ほどお時間頂きまして、プレゼンをしますのでお聞き願いたいと思います。1つは指導課長のほうから今年度の学校教育指導方針を校長先生の前でプレゼンしましたので、それを見ていただきたいのが1つです。

もう1つは、今年生涯学習グループが皆さん課長さんたちも替わりまして、本当に活気づいてやっております。学社融合でして、学校教育と社会教育のほうで、少し学校教育のほうが先に進んでおりましたので、社会教育も頑張って進めてもらっているところですが、その2つをつなぐ役目をしているのが社会教育主事の高森でありまして、彼女が方々またがって教諭間、教頭間コミュニティーにするということで、学校教育と社会教育をつないでいるところですが、その高森社教主事と豊嶋課長のプレゼンを15分ほどご紹介して指導課部局の方針の説明をしていただいて、教育委員会報告であとは現場を見てもらえればと思っていますので、よろしくお願いします。

開会を宣言する。

会議録署名人 芦田亜里香委員を指名する。

教育長

初めに、議案第26号「令和2年度牛久市スポーツ推進委員の委嘱について」 事務局より説明をお願いします。

スポーツ推進課 長 私のほうから議案第26号令和2年度牛久市スポーツ推進委員の委嘱についてご説明いたします。

牛久市では、牛久市スポーツ推進委員規則に基づき、現在21名の方に委嘱、活動をしていただいております。しかしながら、今回、本日この後報告案件にもありますが、5月をもちまして1名の方が辞任されるということになりました。その離任される方より後任者ということでご推薦を頂きましたので、今回その方についての委嘱の同意を求めるものになります。

今回、委嘱される方につきましては、令和2年6月1日から令和3年3月3 1日までの10か月間の残任期間の任期でお願いすることとなります。

今回お願いする方につきましては、資料一番最後のページになりますが、一番下の段に網かけでついております太田克己様になります。太田克己様につきましては、牛久市の田宮町にお住まいの方で、地元のサッカー少年団の団長などを歴任されている方であります。牛久市のスポーツ委員会規則のほうでは、スポーツ推進委員の職務としまして、住民の求めに応じてスポーツの実技指導を行う、住民のスポーツ活動の促進のための組織育成を行うなど、6項目につきまして、職務を定めております。今回推薦を頂きました太田様につきまして、これらの職務について遂行していただけるものと考えておりますので、委員会の同意を求めるものでございます。

よろしくお願いいたします。

教育長

事務局の説明が終わりました。質問のある方お願いします。

芦田委員

ありがとうございます。今回これをちょっと確認してみまして、規則の中に 実技の指導を行うですとか、教育機関や行政機関の行うスポーツ行事または事 業に関して協力をすると挙がっているんですが、実は登録されている方の年齢 を拝見すると最高齢は78歳なんです。ご高齢の方が、年齢制限がどうという 問題ではなく、実質的にこの規則にのっとって、この方たちがどれだけ 活動してくださっているのか、また選任される際に、行政として全部お任せという形ではなく、行政として委員の方たちのこういう方をお話いただくとか、そういったことを毎回していただいているのか。また任期2年とあるんですが、これが再任がどのぐらい繰り返されているのかとか、また内容を拝見すると野球に関しては7名いらっしゃるんです。あとはほとんど1人ずつ。テニスが4名ですね。あとはほとんど1人か2人。昨今の、特に子供たちのスポーツに関してはいろいろな競技が活発に行われていて、体操だったりダンスだったり陸上だったり、いろいろなチームがあったり、学校教育でも取り入れられているものですが、できればもっと幅広く視野を広げていただけたらと思いましたものですから、よろしくお願いします。

スポーツ推進課長

今芦田委員のほうからありましたとおり、確かに今回1名の方の残任期間で後任ということで入ってはいただくんですけれども、確かにご覧のとおり年齢もかなりご高齢の方もいらっしゃいまして、できるだけこちら事務局側としても後任の方を見つけていただきたいということはお話はさせていただいているところではあるんですけれども、なかなか見つからないというのも現状にあります。方法ですね、そういったことで委員の皆さんに頼るだけではなくて、我々のほうでも何かしら募集をかける方法を考えるとか、そういったところを進めて、このスポーツ推進委員さんの種類を多様化するとか、そういったところにも少しずつ努めていきたいとは思っております。

実際に、やはりそういったこの職務の中で実際に実技指導を行うとか、そういったところにつきましては、2年に1度この取得をする際に一同に会しまして、市の行政側としてこういったところをやってもらいたいとか、そういったところはお伝えをしているところでございますので、それら活動につきましてもきちんと我々のほうでも把握できるようにして、少しでも多くの方々に健康に過ごしていけるように活動していただけるように、今後も連絡を密に取ってやっていきたいというふうに思っております。

以上です。

教育長

よろしいでしょうか。

芦田委員

はい、ありがとうございます。

議案第26号について出席者全員の賛成を得る。

それでは、次に議案第27号「令和2年度「牛久市教育委員会いじめ問題専門委員会」委員の委嘱・任命について」事務局より説明をお願いします。

指導課長

議案第27号は、別紙のとおり令和2年度牛久市教育委員会いじめ問題専門 委員会の委員の委嘱・任命について、委員会の同意を求めるものでございます。

牛久市いじめ問題専門委員会は、牛久市いじめ防止対策推進条例第10条「いじめの防止等の対策に関する調査及び研究を行うために、牛久市教育委員会いじめ問題専門委員会を置く」とされているものでありまして、専門委員会は委員12名以内をもって組織するとされております。この12名は、茨城県警察の職員、児童相談所の職員、地方法務局の職員、牛久市の職員、その他教育委員会が必要と認めるものとされておりまして、任期は毎年4月1日から翌年の3月31日までとなっております。

今の委員の職をお話しましたとおり、基本的には充て職となっております。 今回は3番地方法務局の職員、こちらが異動で替わっております。同じく4番 茨城県警察の職員、そして8番牛久市の職員がそれぞれ異動のための変更となっており、併せて2番地方法務局の職員につきましては、委嘱のお願いに行ったところ、支局長がこの会にぜひ参加させていただきたいという申出がございまして、委嘱の同意が得られればとこちらにお名前が載っている次第でございます。

ご審議よろしくお願いいたします。

議案第27号について質疑を受けるが質疑なし。 出席者全員の賛成を得る。

教育長

次に、報告19号「専決第6号 牛久市立小中義務教育学校及び幼稚園の臨時休業について」事務局より説明お願いします。

次長兼教育企画 課長

報告第19号を含めまして、この後今回のコロナウイルス関連で学校の臨時 休校とさせていただきました内容につきましてご説明をさせていただきます。

本日左上に資料という形で書いてあります1枚紙の資料、3月の安倍首相の発言からの臨時休校を含めた、この5月までの流れを一覧表にしたものがございますので、そちらも参照いただきながらご説明をさせていただきたいと思います。

まず、議案第19号ですが、専決第6号牛久市立小中義務教育学校及び幼稚園の臨時休業についてということで、牛久市教育委員会教育長に対する事務専 決規程第2条の規定に従い、その会議を招集するいとまがなかったことから教 育長の専決とさせていただいたものを報告させていただき、承認を求めるもの であります。

本件は、新型コロナウイルスの感染拡大防止を目的として、令和2年4月2日に茨城県が指定した感染拡大要注意市町村ということで、そのとき茨城県の牛久市を含めた県南の地域の市町村も指定してございますが、そこに牛久市が含まれたことを受けまして、令和2年4月3日の日に第5回新型コロナウイルス感染症対策本部、牛久市の会議になりますが、そこでの協議を経まして、同日付で4月8日から4月19日までの12日間を臨時休業とする教育長の専決としたものでございます。

以上でございます。

報告第19号について質疑を受けるが質疑なし。

教育長

次に、報告第20号「専決第7号 牛久市立小中義務教育学校及び幼稚園の 臨時休業の延長について」事務局よりお願いします。

次長兼教育企画 課長

続いて、同じく小中学校の臨時休業の延長の措置でございます。こちら、報告第20号になります。

報告第20号は、専決第7号ということで、先ほどご説明、報告をさせていただきました19日までとしていた学校の臨時休業につきまして、ちょうど4月7日になりますが、国の緊急事態宣言発出を受けまして、4月8日に同じく牛久市の新型コロナ感染症対策本部会の対応いかんになりますが、そのときの協議を経まして、同日付で4月19日まで、この時点では4月19日までの学校の休業を、19日までとなったものを5月6日、ゴールデンウィーク明けまで延長することを決定したという教育長の専決を報告するものでございます。

よろしくお願いいたします。

報告第20号について質疑を受けるが質疑なし。

教育長

次に、報告第21号「専決第8号 牛久市立小中義務教育学校及び幼稚園の 臨時休業の再延長について」これも事務局よりお願いします。

次長兼教育企画 課長

ゴールデンウィークまででございました延長が、さらに再延長になったという経過での処分でございます。

報告第21号は、専決第8号ということで、再延長についてということで教育長の専決とさせていただくものとします。

こちらは、国の非常事態宣言の期限が5月31日まで延長されたことに伴いまして、5月6日までの学校臨時休業となっていたものを4月24日の、やはり市の新型コロナウイルス感染症対策本部会議の協議を経まして、同じく同日付で5月31日まで学校のほうも臨時休業の再延長という決定をした教育長の専決に対する報告でございます。

以上でございます。

報告第21号について質疑を受けるが質疑なし。

教育長

よろしいでしょうか。ちなみに、資料の裏側に茨城県コロナ対策指針の基本的流れについてというのがございますのでご覧になってください。15日の知事の会見で、対応がステージ3になっているというんですね。3は下のほうからなっていただくと、学校再開などが分散登校週1から2日程度となっていまして、その下に市町村立学校も同様の対応と書いてあります。これに基づいて、今日6年生だけ、今日とあした、それから中学3年生があしたというところが分散登校を始めたと。25日からはステージ2になりますので、そこで言う分散登校ご覧になってください。週3日から5日程度というところ、ただし小1、小2、中3、高3は登校日数を特に配慮というので、ここで中学3年生は5日程度登校するというようなことを進めている状況であります。ここからは市町村立学校も同様の対応というのが抜けてきておりますので、6月1日か6月8日あたりからの登校再開を、また後で指導課長のほうからもお話していただこうと思っています。給食は6月8日からということで進めている状況です。

この件はよろしいでしょうか。

それでは次に、報告第22号「専決第9号 牛久市かっぱの里生涯学習センターの臨時休館について」事務局より説明お願いします。

次長兼生涯学習 課長

報告第22号専決第9号牛久市かっぱの里生涯学習センターの臨時休館につきましてご説明申し上げます。お手元の資料2枚目も併せてご覧いただければと存じます。

現在、市内各生涯学習センターにつきましては、5月末日まで貸館の停止をしているところでございます。三日月橋や奥野生涯学習センターにおきましては、諸証明の発行業務を通常どおり行ってございますが、かっぱの里生涯学習センターでは諸証明の発行業務はなく、またかっぱの里ギャラリーも閉鎖をしており来館者がいないことから、シルバー人材センターへ委託している施設管理業務の無駄な支出をなくすためにも、5月1日から5月31日まで教育長の

専決により完全閉館とさせていただいたものでございます。 以上でございます。

報告第22号について質疑を受けるが質疑なし。

教育長

次に、報告の23号に移ります。「令和2年度学校運営協議会委員の任命について」事務局より説明をお願いします。

次長兼生涯学習 課長

報告第23号令和2年度学校運営協議会委員の任命につきましてご説明申し上げます。

お手元の資料2枚目以降に、各学校ごとの委員名簿を添付させていただきました。こちらの名簿のとおり、小学校7校、中学校4校の委員を任命いたしましたので、ご報告申し上げます。

任期が令和2年5月1日から令和3年4月30日となってございますが、これはPTA役員が4月下旬のPTA総会で決定されることから、学校側から要望があり今年度から変更したものでございます。また、ひたち野うしく中学校とおくの義務教育学校につきましては、今年度4月開校のためPTA等の組織も十分に出来上がっていないことから、まずは学校運営、組織づくりに全力を注ぎたいとの学校側のご意向により、この2校の委員の任命につきましては今後学校の体制が整ってからというふうに考えてございます。

以上でございます。

報告第23号について質疑を受けるが質疑なし。

教育長

それでは次に、報告第24号「令和2年度牛久市スポーツ推進委員の辞任について」事務局より説明をお願いします。

スポーツ推進課 長

報告第24号令和2年度牛久市スポーツ推進委員辞任についてご報告いたします。

先ほど、議案のときにもお話をさせていただきましたが、現在委嘱しておりましたスポーツ推進委員の村松昇平氏より、一身上の都合により今月5月31日をもって辞任させていただきたいとの届出が提出されました。今回こちらで村松様が辞任されるということで、21名だったところが1減となるんですが、先ほどご同意をいただきましたことで全体的な人数につきましては変更はござ

いません。

以上でございます。

報告第24号について質疑を受けるが質疑なし。

教育長

次に、報告第25号「専決第10号 牛久市立小中義務教育学校及び幼稚園 における臨時休業期間の変更と分散登校の実施について」事務局より説明をお 願いします。

次長兼教育企画 課長

先ほど報告19号から21号までで5月31日までの一旦臨時休校の決定をしたというご報告をさせていただきましたが、その後教育長からのご説明がありましたとおり、現在、本日から分散登校という形になっています。それは、この議案の専決でやりましたとおり、5月14日に茨城県が国の非常事態宣言対象地域から解除されたことに基づきまして、5月31日までの臨時休業としていたものを5月24日、今週末24日日曜日までに変更するというふうにしたものでございます。

分散登校につきましては、先ほどの教育長のご説明にもありましたとおり、 ステージ3の段階で今週から分散登校を始め、来週も分散登校を続けるという ような形の今現在の決定になってございます。

以上でございます。

教育長

事務局の説明が終わりました。質問のある方お願いします。

吉原委員

分散登校、大変なすばらしい措置だと思うんですけれども、1つ気がかりがあるんですけれども、4月からほとんど小学校1年生が登校していないんです。そういう中で、今まででしたら登校あって上級生が連れていってくれたものを、今度は小学生1年生自ら知らない道、知っているかもしれないけれども、ほとんど経験のない道を通るわけで、そういう面の安全面の処置、それを各学校のほうに徹底していただくことと、あと今まで牛久市がやっていた見守り隊ですか、その方たちの活動が今までと同じようにできるのかどうか。多分地域の人も自粛要請で自粛している部分があると思いますので、その辺の連携を各学校できちんと徹底できたらいいなというふうにちょっと感じました。

よろしくお願いします。

それについて吉田課長か豊嶋課長、分かる範囲で説明をお願いします。

指導課長

ただいまご指摘を頂きましたとおり小学校の登校につきましては、各学校とも非常に安全面を優先してどのように対応していけばいいのか考えていたところでございます。

1つ目が、中学校の課題の件について、中学生が登校できるようにしたことに対して小学校が家庭訪問を選んだのは、登校についての危惧が大きかったと考えます。とはいえ、知事の会見からも対応がステージ3にもなることで、安全面と子供たちの心身の健康、学習の保障を同時に考える時期に入ったということで、本市で分散登校を検討することになったんですが、小学校の分散登校につきましては、クラスを2つに分けることよりも地域を分けること、これによって、それぞれの方向感が壊れないようにしております。したがって1年生は通常どおり同じ地区の6年生や5年生の上級生と一緒に登下校が現在行えている状態に。

もう1つは、地域、牛久市の小学校は地域の見守り隊の皆様に非常に支えられて登校を行っております。委員のご指摘のとおり、やはり分散登校ということで時間がばらばらなものですから、見守り隊の皆様が通常のように多く出られないという学校も実はあるということで、校長先生からご相談を受けております。これは見守り隊の皆様に出てくださいとこちらで強制することができませんので、交通防災課の新しい名前を……(「地域安全課」の声あり)地域安全課の青パトのほうを多めに出ていただくなどの対応を学校、またこちらの指導課のほうから相談をいたしまして対応しているところなんですが、やはり見守り隊の皆様の築いてきたこのバッファの大きさというのは大きいですので、これからは学校に十分な支えができているのかお尋ねしながらできることを探してまいりたいと思います。

教育長

ほかの委員さんなどでこの分散登校等々について何かご意見、ご質問ありましたらどうぞ。

石井委員

説明ありがとうございます。分散登校というのは、欠席扱いにはしないと思うんですけれども、保護者の方の反応が分かり次第教えていただけるとありがたいというところと、それから学童の問題ですね、実際に登校ではないにしても学童の範囲で預かってもらった子供たちが今までいたかと思うんですが、そこら辺どうなっているのか教えてください。お願いします。

指導課長、再度質問、保護者の声と、それから学童の教室預かりの件と、あ と例のその辺のご説明もお願いします。

指導課長でいいですか。はい、お願いします。

指導課長

まず保護者の声というより、実質本日小学校6年生がまだ分散登校ということで、授業があるというのではなく、何と言うんですか、来た中で、2校からまだご報告受けていないのですが、ご報告受けた全ての学校から6年生の子供たち、1名を除いて全員登校しているというお話を頂いております。この1名は、昨年度ちょっと不登校だった子ということで、この子も来ようとしていたんだけれども引っかかってしまった。全員で記念写真をするという、ここの部分に引っかかってしまったと思います。ということでありまして、まずこの動き一つからも、保護者の皆様大分好意的に学校の再開を待っておられるんじゃないかというふうに理解しております。また、昨日地域の方、保護者の方から指導課のほうにも電話を頂いたんですが、その電話の中では、臨時休業、こちらも短縮したんですよねと。つまり、きちっともう国や県の対応を受けて牛久市としては登校再開に向けてのステップを踏んでいるんですよねというようなお電話を頂いておりまして、それぞれの学校、家庭訪問でアタックをしたときの保護者の声もやはり学校の再開、子供たちも久しぶりに友達と会うというような声で伺っているようでございます。

教育長

学童クラブ、教室クラブのことお願いします。

指導課長

こちらの学童のほうは、実は国の非常事態宣言解除を受けまして、在宅勤務のおうちの方が減ってきたためか、推測なんですが、今週になって学校受入れの人数が急増している学校がございます。例えば牛久小の1年生は倍増というところまで近くなっておりまして、先週まで10名ちょっとだった人数が今週の火曜日にお伺いしたところでは20名近くの人数になってしまっております。今後、来週から分散登校になるにあたっては、多くの小学校が職員に余裕がありませんので、分散登校してきた子供たち、登校すべき子供たちのクラスに学童、教室預かりの子供たちを加えて実施する学校も幾つかございます。この場合も当然、分散ということですので、十分間等は開きながら、また、各部屋も30名を超えないということは、一つの原則として対応してくださるというような方向で調整をしております。

以上です。

芦田委員

ありがとうございます。子供たちの登校再開に向けて、例えば消毒液、マスク、またできれば各教室に体温計ですとか、そういった備品等も十分に行き届いているんでしょうか。

学校教育課長

まず、マスクについては2週間ぐらい前に調達することができましたので、一応1人1枚の数で7,500枚調達できましたので、それを児童生徒数に合わせて学校に配っております。ただ、これただ配ってしまうと1回で終わってしまうので、忘れた子供たちに対してつけてやってくれというようなことでお願いしています。あと、アルコールについても、やはり始まっていくと毎日消毒になりますので、一旦ある程度量を配ってはあります。確か40缶ずつだったと思いますが、学校に配っておりまして、それと今後も継続的に購入していくに当たって財政のほうにちょっと協議をかけているところです。コロナの交付金というのが県のほうから来ますので、そういった対象になってきます。体温計については、とりあえずちょっと購入したというのができなかったものですから、健康づくり推進課のほうで持っているものをお借りして今配っている状態です。挟むタイプのものです。1人で測れるような非接触型について一応購入する予算のほうは要求してあります。

以上です。

教育長

芦田委員どうぞ。

芦田委員

実は今大型店舗のスーパーですとか、そういったところでは温度センサーの機械が入り口に置いてあったりとかいうところがあるんです。例えば昇降口にそういったものを設置したりして、自己申告ではなくきちんと目に見えるような形で対応というのは教育委員会として考える要素はないんでしょうか。

学校教育課長

今おっしゃっていたのは、空港なんかにもあるサーモカメラというのがあります(「そこまで必要ではない」の声あり)画面で見て赤色を見たり、青色見たりするものだと思うんですが、それについても一応それほど高くないぐらいのところで、それでも1本20万円ぐらいのつくりになってしまっているんですが、それを一応要求はしております。ただ、一応まだはっきりしませんが、全庁的にもちょっと考えていこうという動きが出てきているということは伺っております。

教育長

五十嵐委員どうぞ。

五十嵐委員

学校に登校するようになると、トイレとかの使用もあると思うんですけれども、トイレの使用については例えば便座に蓋をして流すとか、そういうふうにまでしないと排泄物にもウイルスが出てくる場合があるというのがあって、トイレとかの使用についてももう少し、便座の蓋をしてから流すようにするとかということも含めてちょっと考えていったほうがいいのかなという気もしていまして、その辺はどうでしょう。

指導課長

ありがとうございます。学校再開につきましては、3月24日に文部科学省から再開に向けてガイドラインが出ておりまして、これを改訂する形でトイレなんかに関してもQ&Aという形で再開に向けたガイドラインが示されております。最新のバージョンは5という形だったと思うんですが、このあたりをもとに各校再開に向けて必要な措置を検討して、実施していくところでございます。あす臨時校長会を開きますので、牛久市教育委員会としてもそのガイドラインを基本にこういったことは注意してほしいということを書面にて学校に示す準備をしておりますので、今頂きましたご助言につきましても学校に伝えてまいりたいと思います。どうもありがとうございます。

五十嵐委員

体温は家で測ってきているんですか。学校で測っているのか。(「それは家だと思います」「自宅で測ってうちで書いて持ってくる」の声あり)ただ、平熱が低いお子さんとかいらっしゃいますよね。ただ、平熱を把握していなければ、体温が高いのかどうかという判断というのは、どの辺なんですか。それがちゃんと学校なりなんなり把握しているんですか。

芦田委員

すみません、保護者の立場なんですが、学校のほうから寝る前と朝起きたときと1日2回体温を測って、きちんと記録するという用紙が生徒全員に配られていますので、それを保護者が観察をしながら体調管理はしているかと思います。ただ、全部の学校でそれだけ統一されているかというところでは指導課のほうに管理していただきます。

学校教育課長

参考までにおくののバスの関係で、バスに乗車の前なのかな、乗る前に体温 チェックということで、やはり家で測ったものを、管理職の先生がついて乗せ る前にチェックするという形を行うということで伺っております。バスのほう もちょっと1台で同じ人数乗せると密になるので、一定期間は倍に増やしてい ただけるということで考えたことで、了解、ご了解いただいております。

吉田課長答えますか。いいですか。

指導課長

学校教育課長の話に追加しまして、すぐに各校とも中学生は先週から、小学生は今日登校、子供たちを迎えているわけなんですが、検温カードの確認につきましても教室に入れる前に、つまり集団でのクラスターの発生を防ぐために、集団になる、入れる前に検温カードを確認する。そのうちの1つが今のバスに乗せる前に検温カードを確認するという活動ですし、各校とも昇降口の前等で管理職や教務主任等の学級担任以外の職員が検温カードを確認しております。体温を測り忘れてきた子供につきましても、教室に入れずに別の場所に誘導して体温を測るというような活動を行っています。

ただ、これから暑い季節になりまして、実はもう既に中学校のほうで発生したこととして、久しぶりに自転車をこいできて、久しぶりの運動だったせいで熱が37度8分になっていた子供がいるらしく、真っ赤になって学校にやってきている。これ教室にも学校にも置いておけないということで、即家に連絡を取った所、家の人が迎えに来る頃には37度ゼロまで落ちていたというようなことがあって、やはり一つ一つ学校はいろいろなことを体験しながら、十分マニュアルの精度を上げていくこともしていくのかなというふうに考えております。

以上です。

吉原委員

各学校それぞれの状況があるので、校長先生の判断に任せて信頼してやるしかならない部分が多いと思います。私1つ気がかりになっているのは、これ必ず第2波があると思うんです。あるいは第3波まであるかも分かりません。登校が始まって、子供たちの中で感染が発生したときに、休校にする決定、判断、これは基準が何か決めてあるんでしょうか。これ決めていないと、また大阪とか東京の問題につながっていきますよね。何か後手後手でやっていって、子供や保護者の信頼を失うということになりますので、たった今ある学校で1人感染者が出たら、その学年が休校するのか、あるいは学校全体が休校するのか、牛久市全体が休校になるのか、これは職員に関しても同じですよね。多分保護者がそうなったときには、その濃厚接触者だけが来なくなるんだと思いますけれども、学校で感染したということであったときに、その判断基準、それは明確になっているのかどうか。その辺をちょっと確認させてください。よろしくお願いします。

教育長

実は土浦の新治義務教育学校で職員がなったときもあるんですが、基本的に 保健所からの指示で全て動くという前提になっているんです。つまり、その先 生は校内で動いてあるか、校内でどういう行動を取って誰と接触したか、または接触してなかったのか、それを聞き取りを保健所がして、そして保健所から指示を送ると、この場合は学級でいいです、この場合は学校でいいでしょうという、その行動履歴によって保健所の、県の指示で動くということでありまして、市町村独自の対応というよりは県で動くと。私たちも牛久市でも何人か感染しているんですが、名前も上がらない状況で私たちもいるような状況がありますので、保健所の指示でここを掃除してください、ここをこうしてくださいという指示を持って動くというようなことで指導体制も統一するような状況です。

ほかよろしいでしょうか。

吉原委員

その保健所があてにならないから今こういう状況なんで。だから、明確な基 準を持って対応するということがものすごく今求められていると思うんです。 それが不安になって、行かせるべきか行かせないべきかという保護者の判断に なっていると思うんです。ですから、確かに保健所が今までやっていたのは事 実ですけれども、それが間違いであるというような形で厚生労働省も変更して いるわけです。37.5という熱のあれは排除しますという。ですから、そう いうことを考えていくと、やっぱり保健所から指示が来て、さあどうしましょ うというよりも、やっぱりある程度牛久市としては、例えば子供の命が本当に 大切なんだというふうに考えてあるんであれば、1人出た段階でどうするか、 あるいは保護者に出たらどうするか、そういうある程度の基準を持って臨んで いたほうが対応は早くできるのかなと思っています。じゃないと学校で例えば 校長先生がうちの学校で1人感染者が出ましたといったときに、保健所の指令 が出るまで子供をどうするんですか、先生たちどうするんですか、PCR検査 はどこで受けられるんですかといういろいろな問題が出てきちゃう。ですから、 第2波が必ず来るだろうということを想定していろいろな準備をしておく必要 はないんでしょうか。私はそれがすごく子供の安全な登校と第2波が来たとき の対応を後手にならないように、何とかできないかとちょっと心配になってい るところです。今教育長さんのお話聞いて、保健所が全てであるということで あれば、それが牛久市の対応であるというふうになっていれば、それで結構で す。

以上です。

教育長

部長、市のほうのコロナ対応の対策もそういう形ですよね。(「はい」の声あり)なんで、市の対応がそういう形で来ていますので、それに沿って。また、 県教委や他市町村とも足並みそろえて対応していきたいと思っています。

吉原委員 ありがとうございます。 以上で、本日の議事は終了いたしました。 これにて5月定例会を終了いたします。 次回の定例会は令和2年6月18日、市役所本庁舎3階庁議室で1時半より 行います。 なお、コロナウイルス感染拡大防止のため、当日の出席者は課長職以上を予 定しております。あと場合によって会議室を変更することもございますのでよ ろしくお願いします。